

行政計画作成、地方の判断 総数削減へ省庁向け手引き（内閣府）

伊藤久雄（NPO法人まちぼっと理事）

2023年2月20日に開催された内閣府の地方分権改革有識者会議（第9回計画策定等に関するワーキンググループ）は、行政計画の総数を減らすための省庁向け手引をまとめた。この会議の内容はマスコミで即日報道された。

本稿では、内閣府の地方分権改革有識者会議（第9回計画策定等に関するワーキンググループ）で配布された計画の策定等に関する条項（計画等の策定に関する規定条項数）と、取りまとめの内容を紹介するとともに、先行研究などから課題を考えたいと思う。

1. 日本経済新聞（共同、2023年2月20日）の報道内容

内閣府の地方分権改革有識者会議は20日の会合で、行政計画の総数を減らすための省庁向け手引をまとめた。特定分野の施策や事業を進める際、計画を作成するかどうかや、記載内容は「自治体の判断に委ねる」との原則を明記。法令で義務付けるのは避けるべきだとの考えを示した。

近く各省庁に順守を要請する。有識者会議は行政計画について「新設されていく一方で、必要性が低下した計画の統廃合が十分になされず、乱立状況にある」と指摘。「作成事務が自治体の大きな負担となっており、適正化が急務だ」と訴えた。

その上で、作成判断や内容は自治体に委ねるとの原則を明示。どうしても作成を求める場合、各省庁は既存計画の統廃合に努めるほか、計画の必要性や費用対効果などを説明する。作成費用の財政支援策もなるべく示す。

法令で作成を求めるケースでは、最初に「計画を作成できる」と任意規定を検討する。義務規定にするならば、全国一律ではなく、大規模自治体などに対象を絞り込む。複数自治体による共同作成は原則容認し、負担を減らす。

乱立状況の改善に向けては、計画を分野別に分類した上で、相互の関係性や上下関係を示した「体系図」の作成を提案した。全体像が把握できるため類似計画が見つけやすくなり、新たな計画が必要かどうか的確に判断できる。

内閣府によると、計画の作成義務などを課す法律の条項数は2021年末時点で514。10年比で約1.5倍になっており、全国知事会などが削減を求めている。〔共同〕

2. 計画策定等に関する条項の現状

第9回計画策定等に関するワーキンググループで配布された参考資料「計画の策定等に関する条項について」から現状をみると、以下のとおりである。

<策定に関する条項について> (下線はワーキンググループ)

- ・計画等の策定に関する規定の令和3年12月末時点の条項数

全体：514条項 (義務：204条項 努力：88条項 できる：223条項)

※ 1つの条項において計画の策定を義務付けるとともに別の計画の策定を「できる」とする場合があるため、「全体」と「義務/努力/できる」の内訳の合計は一致しない。

- ※ 514条項の都道府県と市町村の内訳 (令和元年以降)

都道府県

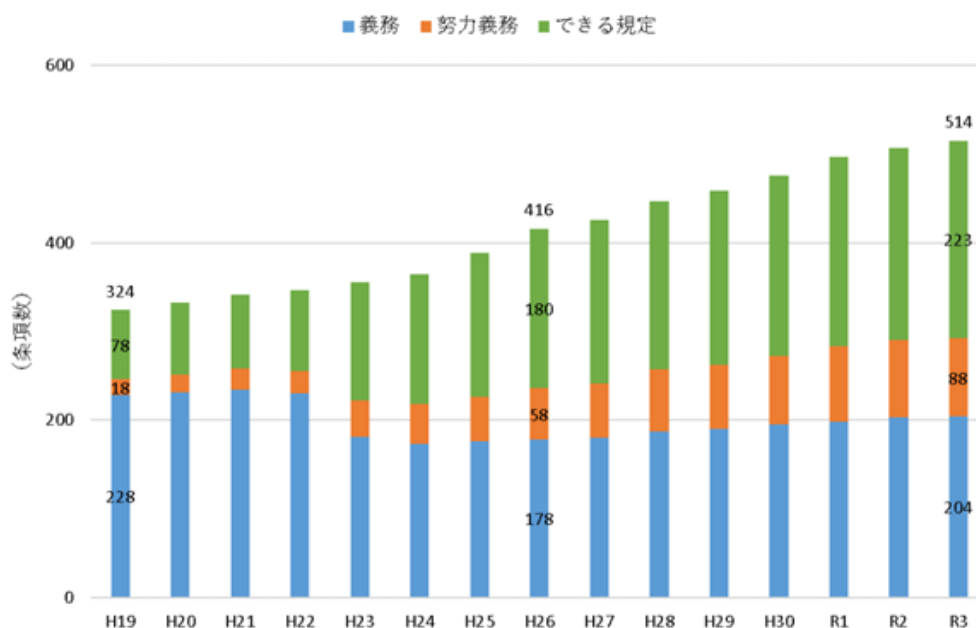
	R 1	R 2	R 3
義務	154	158	159
努力義務	60	61	61
できる	141	143	146
全体	355	362	366

市町村

	R 1	R 2	R 3
義務	110	112	113
努力義務	48	50	51
できる	124	125	131
全体	281	286	294

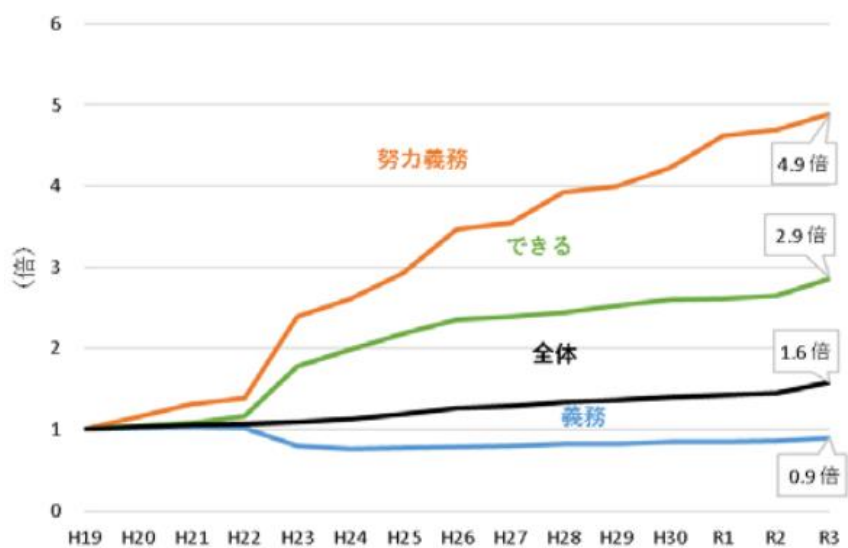
- ・策定を義務付ける規定については、平成24年まで減少したものの、新たな規定の創設により、その後は微増傾向にある。一方、努力義務規定、「できる」規定については増加傾向にある

策定に関する条項数の推移 (全体)

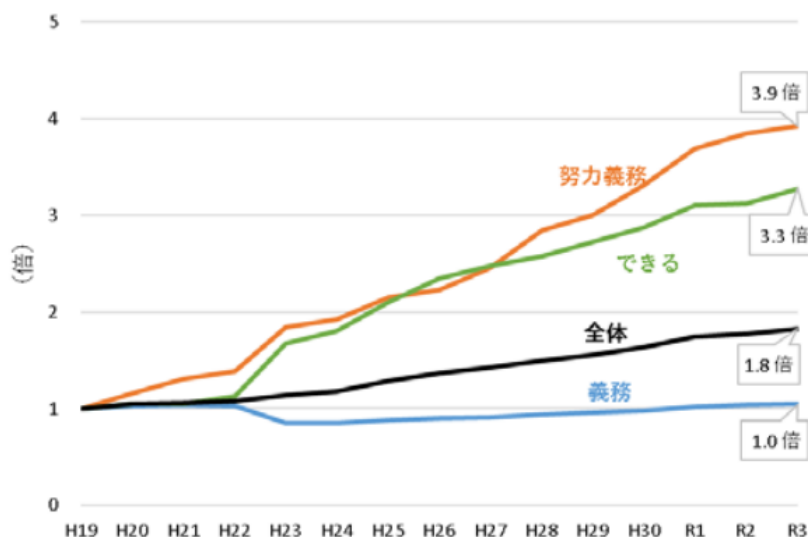


▶計画等の策定を義務付ける規定については、地方分権改革推進委員会による第3次勧告（平成21年10月7日）を受けた第1次一括法（平成23年5月公布）及び第2次一括法（平成23年8月公布）の成立等により、特に平成22年から平成23年にかけて大きく減少している。

第2次勧告以降における条項数の増減の状況
(都道府県)

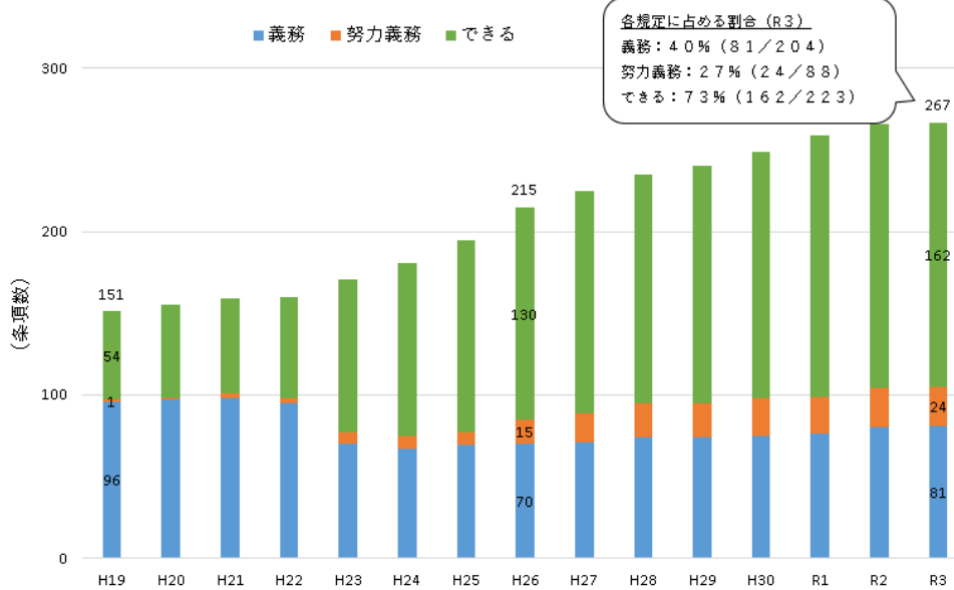


第2次勧告以降における条項数の増減の状況
(市町村)



- ・法令上又は運用上、財政支援等の要件とされている計画等の策定に関する規定についても増加傾向にあり、令和3年12月末時点において、「できる」規定のうち約4分の3の規定、努力義務規定のうち約3割の規定がこれに該当する

財政支援等の要件とされている条項数とその割合



(R3時点) 法令で財政支援等の要件とされている条項※数は、上記の義務81条項のうち78条項、努力義務24条項のうち18条項、「できる」162条項のうち158条項

※規定例(「努力義務」の例)

第X条 地方公共団体は〇〇計画を策定するよう努めなければならない。

第Y条 国は〇〇計画に基づく事業の実施に要する経費に充てるため、補助金の交付を行うことができる。

- ・分野別にみると、特に、環境、農業、厚生といった分野で、策定を義務付ける規定が多く見られる
- ・複数の地方公共団体が共同して計画等を策定すること(いわゆる「共同策定」)が可能とされているものは全体の約43%に当たる220条項

3. 効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド(手引き)(案)

このナビゲーション・ガイドは、「各府省における制度の検討等にあたって、自治体に対する新規の計画策定等の抑制や既存計画との統合など、効率的・効果的な計画行政の進め方を示すもの」と位置づけられている。

(1) 制度の検討にあたっての進め方

- ・自治体が事務を処理することとしようとする場合、法律に根拠を有する計画等(自治体またはその機関による計画、戦略、方針、指針、構想等)が増加し続けていることを踏まえると、当該事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は自治体判断に委ねることを原則とすべきである。

- ・ 計画等の形式によることを選択肢の1つとする場合には、当該行政分野及び密接に関連する行政分野にわたる計画等の体系図を作成するなど、概観を把握できるようにその計画等に係る体系について明らかにすることが望ましい。
- ・ 自治体に対して計画等の策定を求めようとする場合には、計画体系の整序の観点から既存の計画等の統廃合等に努めるほか、計画等の形式によらざるを得ない理由を自治体に示すべきである。あわせて、計画等の策定に対する財政措置の内容も示すことが望ましい。

(2) 計画等の策定について

① 形式

- ・ 自治体が処理する事務に係る将来に向けた意思決定の仕方及びその意思決定の表現の形式は、自治体に委ねることを原則とすべきである。
法律またはこれに基づく政令の規定により一定の意思決定を求めざるを得ない場合であっても、法律の責務規定等において、「計画的な行政」、「施策の策定」、「目標を定める」等の規定を置くことで、国が形式を規定するのではなく、形式は自治体に委ねるべきである。
- ・ その際の自治体での対応としては、施策・事務事業の内容や目標を定めるものは、自治体の総合計画、行政評価が、主に行政内部への効果を有するものは、自治体の規則・規程、要領、実施基準などによることが想定される。
- ・ 形式を法律で規定せざるを得ないと考える場合には、早期に、個別のケースごとに内閣府への事前相談を行い、デジタル技術の進展も踏まえて効率的・効果的な計画行政となるよう適切な形式を検討していくべきである。
- ・ 提案募集における知見を踏まえれば、考えられるものとしては、
 - ◇国が数量等を把握することを目的とするものは、地方から国へのデータ共有
 - ◇私人等に対する認定等の判断基準を示すものは、基準、行政手続法上の基準
 - ◇国の事業検討のための資料として求めるものは、需要調査
 - ◇私人等の権利義務への影響が強いものは、条例、処分とすることが考えられる。

② 計画等の策定に係る規定

- ・ 計画等以外の形式の検討をしてもなお計画等の形式によらざるを得ない場合には、策定に係る規定は、以下の対応をすべきである。
 - ① できる規定を優先的に検討すること（その後に努力義務規定、最後に義務規定を検討）。
 - ② 一律に策定に係る規定を置くのではなく、自治体の種別（都道府県、指定都市、中核市、市、町村等）ごとの法定の権能、自治体の規模（人口、面積、職員体制）の多様性を踏まえ、できる規定、努力義務規定、義務規定のいずれが適切かを十分に検討すること。また、団体の種別等に応じて、規定を書き分けることも十分に検討すること。

- ・ その際、職員体制が小規模な団体での実行可能性について配慮すること。
一律に、努力義務規定又は義務規定を置こうとする場合には、情報提供時において、その理由を丁寧に説明すること。
 - ・ できる規定又は努力義務規定を置く場合には、実質的な義務付けであると地方公共団体に受け止められることのないようにすること。そのため、非策定・未策定の団体名を公表することや法律の施行通知等の文言によって、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにすること。
- ③ 自治計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、制度化にあたって、以下の対応を優先的に検討すべきである。
- ・ 関連する既存の計画等の統廃合
 - ・ 既存の計画等における内容の追加による対応体における自主的かつ総合的な行政の推進
 - ・ 関連する計画等との一体的な策定、上位計画への統合が可能である旨の規定化
計画等の形式によらざるを得ない場合であっても、原則として、地方公共団体間、共同で策定できるとすべきである。
計画等については、地方公共団体において計画体系の最適化を行うことができることを原則とするため、以下の対応をすべきである。
 - ・ 一体的な策定、上位計画への統合が可能であるものを明確化すること。
 - ・ 自治体の総合計画等（長期・中期・短期計画、行政評価）に、計画等の全部または一部の内容を記載できるものを明確化すること。
 - ・ 上記に馴染まない計画等の全部又は一部の内容について、個別の計画等として策定することが望ましいものを明確化すること。
その上で、上記について明確化されていないものについては、自治体の判断によって、計画体系を最適化することができることとすべきである。
- (3) 計画策定等に係る事務負担について
国・地方を通じて負担の適正化を図るため、以下の対応をすべきである。
- ① 自治体の権能、規模に照らして、適正な負担とすること（特に小規模団体に配慮すること）。
 - ② 自治体の意向を取り入れ、国による技術的な支援策の拡充等により、政策目的の達成を目指すこと。
 - ③ 自治体の意向を取り入れることで、国の負担（マニュアル、ツールの作成等）も適正なものとする。
 - ④ 計画等の内容や手続は各自治体の判断に委ねること。
計画期間の設定についても、各自治体の判断に委ねることとしつつ、例外的に計画期間を国が設定することがやむを得ない場合は、
 - i 定期的に計画等の見直しをする旨の規定とすることを優先的に検討すること。

- ii 関連する計画等と期間を合わせることを検討すること。ただし、諸計画等の見直し時期が重なることで、周期的に多大な負担が生じないように留意すること。
 - iii 見直しのための十分な期間を確保するため、短期の計画期間（1～3年程度）は避けること。
 - iv 短期の計画期間を設定せざるを得ない場合は、短期間で内容を見直すことが望ましい事項と中長期間で内容を見直すことが考えられる事項を区分して明確化すること。
- ⑤ 冊子による製本を求めず、電子ファイルによって計画等の策定ができることとすこと

(4) 計画行政の推進にあたっての重要事項

- 1) 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等については、以下の対応をすべきである。
 - ① 通知・要綱・要領等の趣旨が技術的な助言等であるものは、その旨明示すること。
 - ② 非策定・未策定の団体名を公表することで、実質的な義務付けであると受け止められることのないようにすること。
 - ③ 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等の内容は詳細にわたるおそれがあるため、自治体の意向を踏まえつつ、計画等の記載事項を簡略化すること。
- 2) 通知・要綱・要領等を根拠とする計画等のうち、国による特別な措置の判断をするために提出を求めているものの記載事項については、通知・要綱・要領等に掲げた条件への適合性の判断や一定の枠がある場合に複数の申請から採否の判断に資する事項など必要な限度にとどめるべきである。
- 3) 既存の計画等についても、各府省においては、計画期間の終了時及び計画期間のないものについては定期的に、本ナビゲーション・ガイドに記載する上記 1)、2)に基づいて、計画等のあり方について見直しを行っていくべきである。
- 4) 内閣府においては、各府省における既存の計画等の見直しの状況について把握し、とりまとめて、公表していくべきである。

4. 今後の課題

まず、先行論文を2つ紹介したい。

(1) ポスト分権改革の自治体統制手法と今後の方向性（今井照氏）

まず、今井照氏の「国法によって策定要請される自治体計画リスト（自治総研 2021年9月号）である。全文は参考資料に示してあるので、ぜひ全文を読んで頂きたい。私がここで特に取り上げたいのは2点である。

① ポスト分権改革の自治体統制手法

今井氏は、全国町村会からの問題提起（業務負担増）や「規制改革」論の限界（計画の実効性の担保など）は、地方分権改革有識者会議（計画策定等に関するワーキンググループ）でも取り上げているので詳しくは紹介しないが、「国から自治体への計画策定要請は、国の政策執行の一手段として行われている」という指摘はきわめて重要であると思う。

② 今後の方向性

第一に、「地方分権」という視点から考えて、「国による自治体統制への制御を、何らかの手法で編み出す必要がある」と指摘している。その例として次のように述べている。

『たとえばいくつかのメルクマールを設定し、これらのメルクマールに反して自治体に 計画策定を要請することを禁止するなどの法制化があってもよい。同時に既存の地方自治法 263 条の 3 5 項(18)や国と地方の協議の場に関する法律について、その実効性を高めるような改正をすることも必要である。その際には、地方 6 団体のみならず、個別の自治体やその連合体もまた国との協議にあたるひとつの主体として法的に位置づけられるべきだろう。』

第二の課題として「この国の行政体制の再構築」を上げている。地方分権というのは単に自治体の損得勘定ではなく、持続可能な社会を形成するための国家的システムにほかならない。だから近代国家において、地方自治は公理となっているのであると述べ、「こうした観点からこの国の融合的な行政体制を見直して分権型に再構築することが王道ともなる」と指摘する。

第三に、「義務」のみならず、法律上の解釈では強要とは読めない「努力義務」や「できる」規定の計画でも、財政措置などとの組み合わせによって、「政治・行政上、自治体の選択肢を奪うことになっている場合が多々ある」と指摘する。この計画要請と補助金などの財政措置とによる自治体統制はきわめて問題があると私も考える。

今回の効率的・効果的な計画行政に向けたナビゲーション・ガイド（手引き）（案）が、今井氏の提起に応えたものになっているかどうかが課題である。

(2) 自治体計画策定への職員参加と人材育成

この課題は、総務省のHP「自治体行政の視点」に掲載された松井望氏の提起である。この論文の冒頭には「本稿は、広く地方公共団体の今後の施策に役立てていただけるようなコンテンツを提供すべく御執筆いただいた」という総務省の編集者の注意書きが載っている。すなわち本論文は総務省の意向に沿うものだといえると考えるので、ここに取り上げる。

本論文の構成は次のようになっている。

1. 職員数の減少と計画策定の増加
2. 自治体の計画策定に関わる職員体制の 3 つの特徴
3. 自治体計画と職員参加
4. 自治体計画へのこれからの職員参加について

以下、概要を紹介する。

① 職員数の減少と計画策定の増加

1994 年から長く続いてきた自治体の職員数の減少も 2018 年に 2,737 千人で底を打った。その後、2019 年は 2,762 千人、2020 年には 2,762 千人とこの 2 年間ではわずかではあるが増員傾向にある。すでに知られたことではある。

が、この間、自治体の業務は減少したわけでもなく、むしろ増加傾向にあった。つまり、それぞれの職場では増え続ける仕事のなかで減り続けた職員が日々向き合ってきたのがこの 25 年間だった。

増え続けた仕事のひとつに計画策定がある。特に国からの法律に基づく計画策定要請の増加が、これに拍車をかけてきた。国による計画策定の増加傾向とその要因は、すでに松井（2019、参考資料参照）でも論じているが、簡単に述べればその原因は地方分権改革の逆機能といってもよい。（伊藤：これらの指摘、特に地方分権改革の逆機能という指摘は重要）

② 自治体の計画策定に関わる職員体制の 3 つの特徴

まず一つの特徴は、計画策定部門の担当職員の増加である。（伊藤：ただし増加とはいっても、「2019 年には概ね 2005 年の水準にまで復元をした」に過ぎない）。

12 部門の職員数推移から一目でわかる特徴は、商工部門を除く 11 部門では、2005 年の水準にも復元はされていないことである。職員数減は横並びの減少傾向にある。しかし、11 部門すべてが同様の推移を示してきたわけではない。大きく分ければ 3 つの傾向がある。一つめは減少しつづける部門がある。税務、衛生、農林水産である。二つめは、減少傾向がとまった部門もある。これは議会、土木がそうである。三つめには、減少傾向から増加しはじめている部門がある。総務・企画や民生、そして企画開発部門である。

（伊藤：そして企画開発部門の職員増加は、「国からの計画策定要請への自治体側での対応負担の増加である」と指摘する）

二つ目は、国からの法定計画策定は個々の自治体にとって負担であることは間違いない。ただし、予算や人員でどの程度の負担であるかが心証の範囲での指摘に留まることが多かった。そのなかで、全国知事会が設置した地方分権推進特別委員会では、2021 年 5 月に『地方分権改革推進 WT 中間報告書』を公表している。同報告書では、『国土強靱化地域計画』『港湾計画』『温室効果ガス排出削減等実行計画』の三つの計画の策定コスト（人件費と事業費）を算出した。その結果、計画策定に要する人的負担は決して少なくはないことがわかる。（伊藤：詳細は、ぜひ参考資料を）

三つめの特徴は、計画策定は素人によって行われてきたことである。素人という表現には反発を抱かれるかもしれない。本稿でいう「素人」とは計画策定経験の有無と定義しておく。計画策定部門に所属する職員のうち初めて長期計画を策定した職員が多いという回答した市町村が半数を占めた。対して、過去に長期計画等の策定に職員が多い、

または、各部局の基本計画等の策定に関わった職員が多い市町村は 1 割程度であった。

計画策定には、専門性以外での価値や目的があるのではないかと考えられる。それは計画策定を通じた職員参加による人材育成である。

③ 自治体計画と職員参加

職員参加とは、日本の自治体で計画行政が定着しはじめた 1960 年代ごろに提唱された造語である。同時期に日本の自治体に取り組み始めた住民参加との対語として生まれた職員参加であるが、おおむね 3つの効果が期待された。

一つめは、政策の総合化である。放っておくと専門分化・分立しがちな自治体組織を職員の参加を通じて総合化するという目的があった。

二つめは、計画策定の内部化による信頼確保である。計画策定を外部機関に委ねることは効率化の観点からも望ましい場合もある。しかし、財源制約からも委託の範囲には限界がある。部分的な委託で計画の質を確保できなくなるおそれがあると当時は認識された。そこで、外部化するよりも組織内部での計画作成が推奨され、さらには計画の信頼を得やすいとの心証をもつ時代が続いてきた。

そして、三つめが人材育成である。計画策定という組織的な意思決定への参加を通じて、個々の職員が公務の意義を自覚し、その自覚を通じて個々の職務に対する意欲が向上するという誘因構造が考えられてきた。

(伊藤：二つ目と三つめは、1980 年頃までのことで、バブル崩壊以降は計画策定を含むあらゆる部門で業務の外部化(委託など)が進行し、今も続いていると私は認識している)

④ 自治体計画へのこれからの職員参加について

意欲がある職員たちは、職場に限定することなく、自主的に研鑽する機会を自治体外に求めて活動をしてきている。さらに、職員の範囲も従来のように常勤職には限定されない多様な経験と知識をもった職員が多様な勤務形態のなかで一つの職場にいる。職員と執務状況の多様化が日常風景である現在、旧態依然とした職員参加では職員全体の能力向上は期待できない。職員と働き方の現状に即した自治体計画策定への職員参加のあり方の検討が今後の課題であろう。

(伊藤：「意欲がある職員たちは、職場に限定することなく、自主的に研鑽する機会を自治体外に求めて活動をしてきている」このような自治体は全国でどれくらいあるだろうか。あったとしてもごく少数ではないかと私は思う)

(3) 今後の課題

私が考える今後の課題は以下の通りである。

① 先行研究について

今井氏の「国から自治体への計画策定要請は、国の政策執行の一手段として使われている（自治体統制手段）」であるという指摘や、松井氏の「地方分権改革の逆機能委というてよい」という現状認識は共通するもので、これは内閣府の地方分権有識者会議や全国知事会等の指摘とも共通するものである。

② 計画策定等に関するワーキンググループの提起について

特にナビゲーション・ガイド（手引き案）が現状を変革するものとなりうるかどうかについては、今井氏の論文紹介の最後のところにも記したが、今井氏の「自治体統制手段」や松井氏の「地方分権改革の逆機能」という指摘に答え、日経新聞がいうところの「適正化」につながるのかどうかは課題である。

そのためには、松井氏の「計画策定を通じた職員参加による人材育成」だけでなく、業務を執行する現場職員の増員と育成も急務である。これは行き過ぎた業務委託の是正も含めて、総務省をはじめとして各府庁の真剣さが問われる課題である。

③ 計画策定と財政措置による統制の排除

今井氏は「努力義務」規定でも「できる」規定でも、「計画と財政措置との組み合わせによって、政治・行政上、自治体の選択肢を奪うことになっている場合が多々ある」と指摘する。しかし、ナビゲーション・ガイド（手引き案）には「計画策定に係る事務負担」の項目の中に「国による技術的支援策の拡充等」があるものの、財政措置との関係には触れられていない。

計画策定と財政措置による統制の例として2つ挙げておこう。

<例1> 公共施設等総合管理計画（総務省）

公共施設等総合管理計画は、平成26年4月22日付総務大臣通知により計画の策定を要請したものである。そして「計画の策定にあたっての指針の策定について」という通知が平成26年4月22日、総務省自治財政局財務調査課長名で発出されている。

この通知には、「総合管理計画の策定に係る財政措置等について」という項目があり、「計画の策定に要する経費について、平成26年度からの3年間にわたり、特別交付税措置を講じることとしている」としていた。この財政措置は指針の改定によって、今日まで継続している（現在は平成5年度までの延長措置）。

また総務省は、総合計画の各自治体のホームページにおける公表状況について総務省として公表している。つまり、公共施設等総合管理計画は総務省からの「要請」であるにも関わらず、「実質的な義務付け」となっているのである。

なお、総合管理計画の見直しに係る財政措置は、総合管理計画の見直しに係る経費（専門家の招へいに要する経費（旅費、報償費等）、計画の見直しに要する経費（委託料、印刷費等））などである。

<例2> 地域再生計画（内閣府）

地域再生計画は、地域再生法（平成17年法律第24号）に基づく計画であり、地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組を総合的かつ効果的に支援するため、自治

体（広域連合、一部事務組合含む）が作成し、その認定を申請する地域再生計画について内閣総理大臣が認定し、国は認定を受けた地域再生計画に基づく事業に対し特別な措置を講じるものがある。

支援措置のうち、法に基づくものは、次のとおり。

- a) まち・ひと・しごと創生交付金（デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ及び地方創生拠点整備タイプ））
- b) まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する特例（地方創生応援税制（企業版ふるさと納税））
- c) 地域再生支援利子補給金
- d) 特定地域再生支援利子補給金
- e) 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税
- f) 公共施設等の除却に関する事業に係る地方債の特例
- g) 地方における本社機能の強化を行う事業者に対する特例
- h) 地域来訪者等利便増進活動計画に基づく特例
- i) 商店街活性化促進事業計画に基づく法律上の特別の措置
- j) 地域再生土地利用計画に基づく法律上の特別の措置
- k) 自家用有償旅客運送者による貨物の運送の特例
- l) 生涯活躍のまち形成事業計画に基づく特例
- m) 地域住宅団地再生事業計画に基づく特例
- n) 既存住宅活用農村地域等移住促進事業計画に基づく特例
- o) 地域農林水産業振興施設を整備する事業に係る農地転用等の許可等の特例
- p) 株式会社民間資金等活用事業推進機構の業務の特例
- q) 構造改革特別区域計画の認定の手続の特例
- r) 中心市街地活性化基本計画の認定の手続の特例
- s) 地域経済牽引事業促進基本計画の同意の手続の特例
- t) 補助対象財産の転用手続の一元化・迅速化

以上のとおり、法に基づく支援措置は20件もある（途中で「後略」にしようかと思ったほど多いのに驚いた）。「地域が行う地域再生のための自主的・自立的な取組」であるにも関わらず、実態は「義務付け」となっている。認定申請などを担当する職員の負担の多さを実感する。

▽ ▽ ▽

内閣府は地方分権改革有識者会議の所管であり、総務省は自治行政の所管である。この2省こそが率先して計画策定を通じた自治体統制を是正することなしに、国の姿勢は改まらないと考える。

<参考資料>

- 内閣府の地方分権改革有識者会議開催状況
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/kaigikaisai-index.html>
- 第9回計画策定等に関するワーキンググループ 議事次第・配布資料
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/kaigikaisai/keikakuwg9gijishidai.html>
資料1 ナビゲーション・ガイド（案）
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/wg9/shiryu01.pdf>
資料2 報告書（案） 分割掲載：上記からアクセス
参考資料 計画の策定等に関する条項について
<https://www.cao.go.jp/bunken-suishin/kaigi/doc/wg9/sanko01.pdf>
- 国法によって策定要請される自治体計画リスト（今井 照 ー自治総研 2021 年9月号）
https://www.jstage.jst.go.jp/article/jichisoken/47/515/47_61/_pdf/-char/ja
- 自治体行政の視点 自治体計画策定への職員参加と人材育成
（東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授 松井 望）
https://www.soumu.go.jp/main_content/000786244.pdf
- 自治体計画の特質および地方分権改革以降の変化と現状（松井望・荒木一男 編 2020年7月発行（非売品）東京大学社会科学研究所研究シリーズ No. 70
https://jww.iss.u-tokyo.ac.jp/publications/issrs/issrs/pdf/issrs_70.pdf
- 公共施設等総合管理計画（総務省）
<https://www.soumu.go.jp/iken/koushinhiyou.html>
- 地域再生計画の認定申請について（内閣府）
<https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/sinsei.html>